



# Trade Mark 商標

三好内外国特許事務所 須永 浩子◇弁理士

自社で出願していた商標が無事に登録になりました。商標登録後の留意点について教えてください。

(佐賀県 S. O)



商標登録おめでとうございます。

商標登録後にも留意すべき点がいくつかありますので、ここでご紹介いたします。

## 1. 登録商標の使用

まず第一に「登録商標」を使用することが重要です。商標権者は、当該商標に関して独占排他権を与えられていますが(25条)、商標権者が積極的に使用できる商標は、あくまでも登録商標(登録証に表示されている商標)そのものですので、商標を変更する際などはご注意ください。

## 2. 商標登録表示

次に、使用する商標に「登録商標」である旨を表示することが重要です(73条)。具体的な表示方法は商標法施行規則で定められており、「登録商標」の文字およびその登録番号とされています(例:「登録商標第〇〇〇〇〇〇〇号」)。

この表示には、その商標が商標権の対象となっていることを表明し、第三者がその使用によって商標権を侵害しないようあらかじめ警告する効果が

あります。また商標の普通名称化の防止効果も期待できます。

なお、商標登録表示は訓示規定であり、表示をしなくとも罰則はありません。

「Rマーク(®)」は外国の商標制度においてRegistered Trademark(登録商標)を意味するものです。日本ではこの表示に法的拘束力はありませんが、一般的によく使用されています。

「TMマーク(TM)」も同様に、日本の制度に基づくものではありませんが、Trademark(商標)の略であり、「当該マークを商標として使用している」ということを示すために用いられています。未出願の商標や出願中の商標に付されることが多いようです。

また、「Cマーク(©)」はCopyrightの頭文字であり、著作権を示す表示として使用されています。

## 3. 不使用取消審判

次に気をつけることとして、不使用取消審判(50条)があります。これは、登録商標が継続して3年間使用されていない場合、誰でもこの取り消しを求めて取消審判を請求することができ、権利者が適切な使用証拠を提出できな

ければ、商標登録が取り消されてしまう制度です。この制度による取り消しを避けるためには、商標登録されてから3年以内にその商標の使用を開始することが重要になります。

商標の「使用」については、2条3項に定義があり、どのような行為が商標法上の使用に該当するのかが定められています。日本では、「商品や商品の包装に標章を付する行為」「商品や商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し等する行為」に加えて「広告・価格表・取引書類に標章を付して渡す行為」なども商標法上の商標の使用に当たります。

この「使用」の定義は、国により異なっており、例えば「広告」に付しても商標の使用には該当しない国もあります。

## 4. 更新手続き

商標権の存続期間は設定登録日から10年で終了します(19条)。

この存続期間は申請をすることにより何度でも更新可能ですので、存続期間満了期日を正しく把握し、必要に応じて更新登録の申請をするようにしましょう。